

那須塩原クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括運營業務 入札説明書等に関する質問に対する回答

令和4年6月20日

No.	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
1	入札説明書	15	7	(1)	②		応募者の構成	「（３）本件施設 の設計・建設業務を行う者の要件」とありますが、16頁（２）応募者の入札参加資格要件「イ 本件施設の設計・建設業務を行う者の要件」を指すという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。修正した入札説明書を参照してください。
2	入札説明書	16	第2	7	(2)	イ	本件施設の設計・建設業務を行う者の要件	「元請として受注した実績を有すること」とありますが、完工済みの受注実績を記載すると理解してよろしいでしょうか。また、ウ、エについては受注後1年以上稼働している実績を記載すると理解してよろしいでしょうか。	「イ 本件施設の設計・建設業務を行う者の要件」の実績について、完工済みかどうかは問いません。また、「ウ 本件施設の熱回収施設の運營業務を行う者の要件」及び「エ 本件施設のリサイクルセンターの運營業務を行う者の要件」の実績についても、稼働年数は問わないものとします。
3	入札説明書	22	第4	5	(2)		想定されるリスクの分担	「市と事業者のリスク分担の詳細は、事業契約書（案）において定める。」とありますが、後日提示いただけるという理解でよろしいでしょうか。また、リスクの分担については、令和4年3月23日に貴市より公表された那須塩原クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括運營業務委託事業に係る実施方針17頁～18頁の表「添付資料2 リスク分担」と同様という理解でよろしいでしょうか。	実施方針17頁～18頁の表「添付資料2 リスク分担」に示すリスク分担は基本的な考え方を示すものであり、その詳細については事業契約書（案）において定めています。そのため、リスク分担について、後日提示する予定はありません。
4	要求水準書第Ⅰ編設計・建設業務編	9	第1章	第2節	3	(1)	計画ごみ質	低位発熱量13MJ/kg時の3成分、6元素をご提示頂けないでしょうか。もしくは弊社の経験にてこれらを全て想定してもよろしいでしょうか。	応募者にて想定してください。
5	要求水準書第Ⅰ編設計・建設業務編	21	第1章	第6節	2	(3)	引渡性能試験	「定格運転」とは基本設計図書として提出した処理性能曲線を満足する運転という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。ただし、基本設計図書として提出し、市が承諾した処理能力曲線とします。
6	要求水準書第Ⅰ編設計・建設業務編	24	第1章	表1-16	9		CO2削減率	CO2削減率検証は総合引渡性能試験時に実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	要求水準書第Ⅰ編設計・建設業務編	28	第1章	第9節	1	(1)	(1)施設概要 ②処理性能曲線	煙突出口から排出可能な排ガス量の上限值は2021年度と同じという前提で性能曲線を引いてよろしいでしょうか。	処理能力曲線は、煙突出口から排出可能な排ガス量を考慮せず、本施設の性能を示すものとしてください。
8	要求水準書第Ⅰ編設計・建設業務編	30	第9節	5	(3)		工事関係図書	「安全管理指導事項及び指示事項」の書類は、毎月の安全衛生協議会の書類と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	要求水準書第Ⅰ編設計・建設業務編	30	第9節	5	(12)		工事関係図書	「工事監理用実施設計図書縮小版」は実施設計図書と同様の内容であるという理解でよろしいでしょうか。	工事監理用実施設計図書縮小版の提出は不要とします。また、実施設計図書の提出部数を3部とします。詳細は、本質問回答と合わせて公表する要求水準書を参照ください。
10	要求水準書第Ⅰ編設計・建設業務編	53	第2章	第3節	1-1	(3)	ボイラ本体（部分更新）主要項目	②項「液面計はボイラドラムの片側に2種類（二色式、透視式など）を取り付けること」との御指示は労働安全衛生法 第47条構造規格69条によるものと推察しますが、同条では「遠隔指示水面測定装置を二個取り付けた蒸気ボイラではガラス水面計の2個の内、1個を水面計ではない水面測定装置とすることができる」とあります。既設ボイラは遠隔の水面測定装置を1炉当り2台（LI-n30-1&2）備えており、かつ透視式のガラス水面計1台をボイラドラム横に設置しておりますので、本法令を満足しているものと考えます。よって特段の改造工事等は必要ないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は、本質問回答と合わせて公表する要求水準書を参照ください。
11	要求水準書第Ⅰ編設計・建設業務編	53	第2章	第3節	1-1	(3)	ボイラ本体（部分更新）主要項目	②項「液面計及び圧力計は、ITVにより中央制御室にて常時監視できること」との御指示ですが、既設ボイラでは液面計（ガラス水面計）のITV監視は実施しておりますが、現場計器の圧力計はITVの視野に入りません。代わりにボイラドラムの圧力は、計装センサを用いてDCSにて遠隔監視を実施しております。同じボイラドラムの圧力を現場計器のITV監視とDCSで双方に実施するのではなく、ボイラドラム以降の過熱器出口、高圧蒸気だめにも計装センサによる遠隔の圧力監視装置を設けて多段の監視体制とするのが弊社の設計方針ですが、これを今後も踏襲させて頂いてよろしいでしょうか。なおボイラドラムの圧力計（現場計器）の指示値と計装センサの指示値に齟齬がないことは毎日の点検項目として建設時の取扱説明書にも明記しており、現場では適切に対応しております。	ご提案を認めます。詳細は、本質問回答と合わせて公表する要求水準書を参照ください。

那須塩原クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括運營業務 入札説明書等に関する質問に対する回答

令和4年6月20日

No.	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
12	要求水準書第Ⅰ編設計・建設業務編	73	第2章	第7節	1	(3)	火格子下コンベヤ（全更新）主要項目	③項「搬送物の見掛比重を0.3t/m3とする」との御指示ですが、既設機は0.8t/m3程度を前提とした機器仕様であり、これまでに搬送能力に不具合が生じた事例は御座いません。比重0.3を前提とすれば、コンベヤスクレーパの大きさが2倍以上となり、電動機容量も既設より増えることになります。コンベヤの搬送能力については弊社にて適切な設計を実施し、不具合がある場合は弊社の責にて対応するという方針に変更願えないでしょうか。	ご提案を認めます。詳細は、本質問回答と合わせて公表する要求水準書を参照ください。
13	要求水準書第Ⅰ編設計・建設業務編	74	第2章	第7節	2-1	(3)	No.1灰コンベヤ・No.2灰コンベヤ（全更新） _（5）設計基準	③項「搬送物の見掛比重を0.3t/m3とする」との御指示ですが、既設機は1.0t/m3程度を前提とした機器仕様であり、これまでに搬送能力に不具合が生じた事例は御座いません。比重0.3を前提とすれば、コンベヤスクレーパの大きさが2倍以上となり、電動機容量も既設より増えることになります。コンベヤの搬送能力については弊社にて適切な設計を実施し、不具合がある場合は弊社の責にて対応するという方針に変更願えないでしょうか。 なお、曲がりくねった針金や潰れた缶などの大塊物や不燃物の場合、比重が0.3程度となることはありますが、本機では当然、これらの不燃物等が搬送物に含まれる前提で設計しています。	ご提案を認めます。詳細は、本質問回答と合わせて公表する要求水準書を参照ください。
14	要求水準書第Ⅰ編設計・建設業務編	81	第2章	第8節				貴仕様書に記載のある電気設備の制御盤名称と、既設の制御盤の銘版名称で名前が異なるものを一部、発見しました。基幹改良後に現場の混乱を招かないためにも、実施設計以降に仕様書上の名称を現在の銘版の名称に変更させて頂きたいと思います。詳細について設計承諾行為にて協議させて頂けないでしょうか。＊盤名称の変更のみであり、基幹工事の内容には一切の変更御座いません。	制御盤名称については、竣工図及び現場名称との整合を図るよう に、契約後協議とします。
15	要求水準書 第Ⅱ編運營業務編	21	第4章	第2節	1	(3)	搬入管理	貴市が不定期に行う展開検査の頻度は、どの程度を想定されているのでしょうか。	1年に1回を想定しています。
16	要求水準書 第Ⅱ編運營業務編	22	第4章	第2節	2	(8)	重機及び車両	「当該車両等に係る一切の経費（車検費用等を含む。）は、運営事業者が負担するものとする。」とありますが、重量税及び保険料の法定経費は貴市のご負担と考えてよろしいでしょうか。	法定負担分についても運営事業者の負担とします。
17	要求水準書 第Ⅱ編運營業務編	22	第4章	第2節	2	(8)	重機及び車両	「また、運営開始時までに添付資料5の車両等が故障した場合や運営開始時に貸与を受けなかった場合等には、市は車両等を処分することがある。」とありますが、運営開始後の処分費なども貴市のご負担と考えてよろしいでしょうか。	処分費については、市の負担とします。
18	要求水準書 第Ⅱ編運營業務編	26	第4章	第3節	1	(3)	搬入管理	貴市が不定期に行う展開検査の頻度は、どの程度を想定されているのでしょうか。	1年に1回を想定しています。
19	要求水準書 第Ⅱ編運營業務編	8	第1章	第2節	12	(10)	事業期間終了時の取扱い	「令和17年度(運営開始後13年目)に本件施設の機能・効能・能力等の確認（引渡性能試験）を実施し、本件施設の要求性能を満足していることを引き継ぎの基本的条件とする。」とありますが、具体的な引渡性能試験の内容についてご教示ください。	本事業終了時における引継ぎに係る詳細条件は、市と運営事業者の協議によるものとし、事業期間終了の5年前（令和13年度）の時点から協議を開始します。
20	要求水準書 第Ⅱ編運營業務編	35	第6章	第1節	表6-1		運営期間中の測定項目	焼却主灰の測定項目のうち、「溶出試験」については、灰溶融施設運転停止状態又は灰溶融施設運転中止状態における測定項目として明記されています。 本測定項目は、設計・建設期間中に行う性能試験項目に含まれていないことから、運営期間中の測定結果については、参考値として測定するという認識でよろしいでしょうか。	測定結果の取扱いについては、市との協議によるものとします。なお、測定は、第三者機関による計量証明書付きとしてください。
21	基本契約書（案）	1	第7条	第3項			本件施設の建設工事等	同項では、建設事業者が、市に対し、契約保証金を差し入れる義務があるものとされておりますが、設計・建設工事請負契約書第10条では、契約保証金の納付（第1項第1号）のほか、保証事業会社による保証や履行保証保険契約の締結などが認められております。後2者等を選択した場合には、基本契約書第7条第3項に基づく契約保証金の差し入れは不要と理解してよろしいでしょうか。	設計・建設工事請負契約書第10条を遵守したうえであれば、ご理解のとおりです。
22	基本契約書（案）	2	第8条	第2項			本件施設の運營業務	同項では、運営事業者が、市に対し、契約保証金を差し入れる義務があるものとされておりますが、運營業務委託契約書第7条では、契約保証金の納付（第1項第1号）のほか、保証事業会社による保証や履行保証保険契約の締結などが認められております。後2者等を選択した場合には、基本契約書第7条第3項に基づく契約保証金の差し入れは不要と理解してよろしいでしょうか。	運營業務委託契約書第7条を遵守したうえであれば、ご理解のとおりです。

那須塩原クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括運營業務 入札説明書等に関する質問に対する回答

令和4年6月20日

No.	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
23	基本契約書（案）	2	第12条				債務不履行	「本基本契約の各当事者は、本基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。」と規定されていますが、民法の原則に従い、賠償義務は帰責性のある場合に限られるという理解でよろしいでしょうか。	適用法令上賠償義務が発生しない場合にまで賠償義務を負担していただくことは想定していません。
24	基本契約書（案）	9	別紙2				事業日程（予定）	契約締結日は令和4年12月下旬（入札説明書P12表4記載）、本工事開始日は本請負契約締結日（工事契約書に記載）と理解してよろしいでしょうか。	本工事開始日は、議会の議決により設計・建設工事請負契約が本契約として成立した日を想定しています。具体的な日程を踏まえて、締結時に別紙2の日程を調整します。契約締結予定日については、入札説明書の表記と合わせます。詳細は、本質問回答と合わせて公表する基本契約書（案）を参照ください。
25	設計・建設工事請負契約書（案）	13	第3章	第32条の2	2		（提案市内発注金額未達減額措置）	「当該実績設計・建設業務市内発注金額の合計額と提案設計・建設業務市内発注金額の差額に相当する額を、設計・建設工事費から減額する」とあります。提案書に記載する業種、発注先企業等に変更があっても、提案設計・建設業務市内発注金額を満たしていれば、減額はないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	設計・建設工事請負契約書（案）	13	第3章	第32条の2	2		（提案市内発注金額未達減額措置）	上記の質問No.25において、発注先企業の変更をお認めいただける場合、提案設計・建設業務市内発注金額の総額を満たしていれば本店所在地の市内外の内訳が変更することもお認めいただけますでしょうか。	ご質問の内訳変更は認められません。
27	設計・建設工事請負契約書（案）	13	第3章	第32条の2	2		（提案市内発注金額未達減額措置）	落札者決定基準4頁 3.（3）①表1において、提案設計・建設業務市内発注金額には「入札公告以降において設立された企業は認めない」旨の記載がありますが、設計・建設工事期間中に貴市に新規に設立・支店が開設された企業に発注する場合においては実績設計・建設業務市内発注金額として認めていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	落札者決定基準記載の通りであり、認められません。但し、設立又は開設が入札公告以降となったことについて正当な理由があると市が認めた場合は、この限りではありません。
28	設計・建設工事請負契約書（案）	19	第5章	第2節	第46条		（現場代理人及び主任技術者等）	現場代理人及び主任技術者等については、本契約時までに氏名その他必要な事項を通知し、現地着工時までに現場に設置するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	設計・建設工事請負契約書（案）	21	第6章	第53条	3		（試運転）	「受注者は発注者に対して試運転記録を毎日提出しなければならない」という規定があります。試運転の進捗状況は日々の工程会議で御報告させて頂くものとし、運転記録については装置・設備単位で結果が一通り揃った後に纏めて御報告という形にさせて頂けないでしょうか。 日々の報告となりますと、例えば「電動機1台の回転方向確認のみ」といった中身の薄い記録を数多く弊社と御客様の間で遣り取りすることになり、煩雑になるかと危惧します。	ご提案を認めます。
30	設計・建設工事請負契約書（案）	21	第6章	第53条	5		（試運転）	「受注者は、試運転の結果を踏まえ本件施設の補修が必要であると認めた場合には、受注者の費用と責任において、補修を行わなければならない。」とありますが、本工事対象外機器の補修時期については操業状況等を考慮し、別途協議により決定とさせて頂けないでしょうか。	ご提案を認めます。
31	設計・建設工事請負契約書（案）	22	第6章	第55条	5		（予備性能試験、引渡性能試験及び総合引渡性能試験）	「受注者は予備性能試験を実施しなければならない」という規定がありますが、設計・建設業務編_要求水準書21ページには予備性能試験の実施の要否は建設事業者の判断によるという記載があります。要求水準書の内容が正であるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	運營業務委託契約書（案）	9	第2章	第4節	第3款	第38条、3	磁性物及び不適物を引取業者へ売却することが不可能となった場合	本条の第3項は、第2項の誤記という理解でよろしいでしょうか。その場合には、ご訂正いただけますと幸いです。	第2項に修正いたします。
33	運營業務委託契約書（案）	19	第3章	第86条	2		計画ごみ質からの逸脱	「年間のごみ質の平均値が、計画ごみ質の範囲から著しく逸脱している場合には、委託者は受託者と運營業務委託費の改定について協議を行う。」とありますが、どの程度の逸脱をもって著しくと判断されるのかをご提示頂けないでしょうか。	個別事情によるため客観的な基準は示しませんが、運營業務委託費の金額が著しく不相当と認められる状況を想定しています。

那須塩原クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括運営業務 入札説明書等に関する質問に対する回答

令和4年6月20日

No.	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
34	運営業務委託契約書 (案)	21	第4章	第91条の 2			提案市内発注金額未達減額措置	本条に規定されている「発注者」は「委託者」の、「受注者」は「受託者」の誤記という理解でよろしいでしょうか。その場合には、ご訂正いただけますと幸いです。	修正いたします。
35	運営業務委託契約書 (案)	21	第4章	第91条の 2	2		(提案市内発注金額未達減額措置)	「当該年度に係る実績運営業務市内発注金額が当該年度に係る提案運営業務市内発注金額を下回ったことが確認された場合、別紙3に定めるところにより、運営固定費を減額する」とあります。提案書に記載する業種、発注先企業等に変更があっても、提案運営業務市内発注金額を満たしていれば、減額はないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	運営業務委託契約書 (案)	21	第4章	第91条の 2	2		(提案市内発注金額未達減額措置)	上記の質問No.35において、発注先企業の変更をお認めいただける場合、提案運営業務市内発注金額の総額を満たしていれば本店所在地の市内外の内訳が変更することもお認めいただけますでしょうか。	ご質問の内訳変更は認められません。
37	運営業務委託契約書 (案)	21	第4章	第91条の 2	2		(提案市内発注金額未達減額措置)	落札者決定基準4頁 3. (3) ①表1において、提案運営業務市内発注金額には「入札公告以降において設立された企業は認めない」旨の記載がありますが、運営期間中に貴市に新規に設立・支店が開設された企業に発注する場合においては実績運営業務市内発注金額として認めていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	落札者決定基準記載の通りであり、認められません。但し、設立又は開設が入札公告以降となったことについて正当な理由があると市が認めた場合は、この限りではありません。
38	運営業務委託契約書 (案)	22	第4章	第91条の 3			(提案市内雇用者給与未達減額措置)	本条に規定されている「発注者」は「委託者」の、「受注者」は「受託者」の誤記という理解でよろしいでしょうか。その場合には、ご訂正いただけますと幸いです。	修正いたします。
39	運営業務委託契約書 (案)	22	第4章	第91条の 3			(提案市内雇用者給与未達減額措置)	「発注者が別途指定する方法により当該年度に係る実績市内雇用者給与を確認し」と記載がありますが、個人情報に関する内容であるため、確認方法については落札者決定後にご協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	運営業務委託契約書 (案)	24	第7章	第98条	2		損害賠償等	「受託者は、・・・委託者に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない」と規定されていますが、民法の原則に従い、賠償義務は帰責性のある場合に限られるという理解でよろしいでしょうか。	適用法令上賠償義務が発生しない場合にまで賠償義務を負担していただくことは想定していません。
41	運営業務委託契約書 (案)	25	第9章	第101条	3		委託者の解除	「委託者は、受託者が本委託契約の義務を履行していないと認めた場合」と規定されていますが、かかる委託者の判断については第81条、別紙3に定めるモニタリング等により決定されるという理解でよろしいでしょうか。	主にモニタリング等を中心として判断することを想定していますが、それに限られません。
42	様式集	様式 2-1					総合評価一般競争入札参加資格申請書	「下記の運営業務」とありますが、「下記の業務」と変更してよろしいでしょうか。	修正いたします。
43	様式集	様式 2-4					同種業務に係る実績届出書	同種業務に係る実績（設計・建設業務）、（熱回収施設の運営業務）、（リサイクルセンターの運営業務）について、「記載した業務に係る契約書等の業務内容の確認ができる書類を添付すること。」とありますが、契約書及び工場概要を示したパンフレットなどから、業務内容が確認できる部分を抜粋の上、その写しを対応する様式の直後に添付し提出すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	様式集	様式 2-5					入札参加資格要件確認書	電子納税証明書（PDF形式）がある場合、電子納税証明書を紙に印刷したものによる提出でよろしいでしょうか。	問題ありません。
45	様式集	様式 2-5	②③ ④⑤				入札参加資格要件確認書	直近の事業年度の納税証明書を提出するとのことですが、法人税修正申告に伴い、令和3年度の納税証明書を発行することができない場合、令和2年度の納税証明書を提出することでよろしいでしょうか。	問題ありません。ただし、令和3年度の納税証明書を提出できない旨及びその理由について記載した書類を一緒に提出してください。
46	様式集	様式 2-5					入札参加資格要件確認書	「※①～⑤の書類を提出できない者は、その理由を～」とありますが、上記の質問No.45において、令和2年度の納税証明書提出をお認め頂けない場合には、申立書を提出するという理解でよろしいでしょうか。申立書の様式などはございますでしょうか。様式が無い場合、必須記載事項等はございますでしょうか。また、「登記簿謄本」とは、現在事項証明書のことでよろしいでしょうか。	申立書について特に様式は定めません。ただし、以下の事項について記載してください。 ・申立書であることが分かるタイトル ・年月日 ・代表企業名、代表者名及び代表者印 ・申立内容（①～⑤の書類を提出できない理由を含む） 「登記簿謄本」は「全部事項証明書」のことを指します。

那須塩原クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括運營業務 入札説明書等に関する質問に対する回答

令和4年6月20日

No.	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
47	様式集	様式 2-6					委任状	番号については、入札参加資格者一覧に記載されている業者番号を記載すると理解してよろしいでしょうか。 また、入札年月日として特定した日付は設定されておらず、事業提案書等の提出期限日が設定されています。現段階では提出日を特定するのが困難ですが、どのように記載すればよろしいでしょうか。	番号について、ご理解のとおりです。 入札年月日については、委任状提出時に想定が出来ない場合、入札説明書12頁「表4 募集及び選定スケジュール（予定）」に示す「⑦ 事業提案書等の提出期限」の年月日を記載して下さい。
48	様式集	様式 2-6					委任状	代理人を設定した場合でも、事後の提出書類に代表者の押印があれば、代理人の押印は不要と理解してよろしいでしょうか。もしくは両方の印を押印する、又は代理人印のみを押印するのでしょうか。 また、事後の提出書類に代理人印を使用する場合は代表者氏名の下に「上記代理人氏名」と記載し、続いて代理人氏名を記載、押印することでよろしいでしょうか。	代表者の押印があれば、代理人の押印は不要です。 代理人印を使用する場合はご提案の記載方法で構いません。
49	様式集	様式 6 - 3					地域貢献	＜運營業務での市内企業への発注予定額と企業名および発注内容＞の発注予定額には、運営期間全体での金額を記載すると理解してよろしいでしょうか。	運営期間全体の金額及び各年度毎の金額についても記載してください。 このことに伴い、様式6－3についてはA4版2枚以内とします。
50	様式集	様式 6 - 3					地域貢献	＜雇用を予定する市内在住者の人員及び人件費＞の発注予定人数については、運営期間全体の延べ人数を記載すると理解してよろしいでしょうか。また、記載する人件費単価、人件費は運営期間全体での金額を記載すると理解してよろしいでしょうか。	発注予定人数についてはご理解のとおりです。人件費単価及び人件費については、運営期間全体の金額及び各年度毎の金額について記載してください。業務の分野ごとに欄を設け記載してください。
51	提出書類の作成要領	1	1	(1)	③		共通事項	「提出書類を一式まとめて応募者番号を記載した任意の封筒に入れ封印して提出すること。・基礎審査に関する 提出書類 （様式 5－1～5－1 1）・非価格要素審査 に関する 提出書類 様式 6－1～6－1 7）・事業計画 に関する 提出書類 （様式 7－1～7－2 1）」とありますが、それぞれの正・副本並びに電子媒体（CD-R/DVD-R）に記録したものを一式まとめて封筒に入れる場合、冊数及び量が多いと考えられますが、封筒並びに封入の仕方は任意でよろしいでしょうか。また、封筒に記載するのは、応募者番号のみという認識でよろしいでしょうか。	封筒並びに封入の仕方は任意としますが、封筒に記載するのは応募者番号の他に、本事業の入札における提出書類であることが分かる内容を記載してください。
52	提出書類の作成要領	1	1	(1)	③		共通事項	「次の提出書類については、正・副本のほか、電子媒体（CD-R／DVD-R）に記録したものを2部提出すること～ ・基礎審査に関する提出書類 （様式 5－1～5－1 1） ・非価格要素審査 に関する提出書類 様式 6－1～6－1 7） ・事業計画に関する提出書類 （様式 7－1～7－2 1）」とありますが、 「提出書類の作成要領 2頁 図2 表紙イメージ（正本）」の正本表紙は不要という理解でよろしいでしょうか。	正本の表紙は「提出書類の作成要領 2頁 図2 表紙イメージ（正本）」を参考に、副本の表紙は「提出書類の作成要領 3頁 図3 表紙・背表紙イメージ（副本）」を参考に作成し、電子媒体（CD-R／DVD-R）は、基礎審査に関する提出書類 （様式 5－1～5－1 1）、非価格要素審査 に関する提出書類 様式 6－1～6－1 7）、事業計画に関する提出書類 （様式 7－1～7－2 1）の他に、作成された正本及び副本の表紙データを含め、提出してください。
53	提出書類の作成要領	1	1	(1)	③		共通事項	「・事業計画 に関する 提出書類 （様式7－1～7－2 1）」とありますが、「・事業計画 に関する 提出書類 （様式7－1～7－2 2）」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。修正した提出書類の作成要領を参照してください。
54	提出書類の作成要領	4	図4				入札書等封筒記載イメージ	①入札書を入れる封筒は、長形3号を基本とすることに、色等のご指定はないとの理解でよろしいでしょうか。 ②封入する書類の綴じ方にご指定はございますでしょうか。 ③封入する書類の折り方にご指定はございますでしょうか。	①色等の指定はありません。 ②封入する書類の綴じ方に指定はありません。 ③封入する書類の折り方に指定はありません。
55	提出書類の作成要領	4	図4				入札書等封筒記載イメージ	「※印については、 入札参加資格審査に関する提出書類の使用印鑑届に基づく印を用いること。」とありますが、使用印鑑届に基づく代表者印、または委任状の代理人印を押印すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	提出書類の作成要領	5	1	(2)	イ		入札参加資格審査に関する提出書類	「1 共通事項」とはP1（1）の共通事項と捉え、袋綴じにて作成し、代表者印にて割印を施すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。修正した提出書類の作成要領を参照してください。
57	提出書類の作成要領	6	1	(2)	オ	a	基礎審査に関する提出書類	提出の御指示がありました様式5-3「提案設計資料」の内、1. (1)「オ蒸気発生量制御の説明書」は、前項の「エ燃焼設備の制御の説明書（燃焼温度制御、蒸気発生量制御）」と内容が重複しますので、「オ蒸気発生量制御の説明書」は割愛させて頂いてもよろしいでしょうか。	問題ありません。

那須塩原クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括運営業務 入札説明書等に関する質問に対する回答

令和4年6月20日

No.	資料名	頁	項目				タイトル	質問内容	回答
58	提出書類の作成要領	6	1	(2)	オ	a	基礎審査に関する提出書類	提出の御指示がありました様式5-3「提案設計資料」の内、1.「(3)施設整備工程表」というのは基幹改良工事の工事工程のことであるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	提出書類の作成要領	6	1	(2)	オ	a	基礎審査に関する提出書類	提出の御指示がありました様式5-3「提案設計資料」の内、「2.設計仕様書」については記載する内容が様式5-4「要求水準に対する設計仕様書」と同一の内容となりますので、割愛させて頂いてもよろしいでしょうか。	同一の内容であれば、割愛して頂いて問題ありません。
60	提出書類の作成要領	7	1	(2)	オ	c	事業計画書に関する提案書	「① 様式7－1及び7－2は、図を参考に入札書 を提出する封筒に1部同封すること。」、「③ 副本8部には様式7－1及び7－2を添付することなく、図3を参考に簡易ファイルに綴じること。」とありますが、正本にも同様に様式7－1、7－2を添付しないという理解でよろしいでしょうか。	正本には様式7－1及び様式7－2を添付してください。
61	提出書類の作成要領	8	2	(1)			共通事項	非価格要素審査に関する提出書類（様式6－1～6－17）について、余白の高・幅については、自由に設定してよろしいでしょうか。袋とじを行う場合、余白サイズを大きめにとる必要があると考えます。	自由に設定して頂いて問題ありません。
62	提出書類の作成要領	8	2	(1)	⑦		ページ番号	⑦項では用紙中央・最下段に、[該当ページ番号/各提出書類単位の総ページ数]を付すように記載がありますが、⑧項では同じ場所に[該当ページ番号/総ページ数]を付すようとの記載があります。⑦項は紙面提出、及び電子媒体提出資料の内、Word/Excelファイルに対して該当し、⑧項は電子媒体提出資料の内、PDFファイルのみに適用されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	提出書類の作成要領	8	2	(1)	⑦		ページ番号	紙面にて提出する正本・副本に関しては、⑦項の記載の通り、[該当ページ番号/各提出書類単位の総ページ数]を付すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	提出書類の作成要領	8	2	(1)	⑧		ページ番号	上記の質問No.62において、⑧項は電子媒体提出資料の内、PDFファイルのみに適用される場合、「入札説明書 18頁 8 入札書類の提出（2）入札書類提出 ②注意事項」の使用アプリケーションはPDFも含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。修正した入札説明書を参照してください。
65	提出書類の作成要領	8	2	(1)	⑫		WordおよびExcelファイルの提出	リンク/計算式にはノウハウが含まれるため、設計数値に関しては文字/計算値を記入したデータでの提出でご容赦頂けないでしょうか。設計・建設工事費及び運営業務委託費については御指示の通りとします。	設計数値について、文字/計算値を記入したデータでの提出を認めます。